

## 消費者庁において平成29年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

### <規制の事前評価>

	(担当課)	(ページ)
政策名： 特定商取引分野における規制の整備	取引対策課	1

### <実績評価方式による事後評価>

政策名： 消費者政策の推進	(担当課)	(ページ)
施策名： (1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	2
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3
(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	4
(4) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	5
(5) 物価対策の推進	消費者調査課	6
(6) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	7
(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	8
(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課	9
(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課	10
(10) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	11

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>特定商取引分野における規制の整備</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化を内容とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成28年6月3日に公布された。近年の特定商取引をめぐる状況に鑑み、改正法で措置された内容のほか、政令において以下の規定を新たに整備する。</p> <p>①悪質事業者に対する行政処分をより確実にを行うため、当該処分を基礎付ける事実を詳細に把握するべく、立入検査等の対象となる「密接関係者」に販売業者等の親法人等を追加する。</p> <p>②美容医療サービスに関する消費生活相談が毎年約2,000件（※）寄せられていることから、相談件数の多い美容医療サービスのうち継続的に提供されるものを特定継続的役務に位置付ける。</p> <p>※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）上の件数</p>
<p>規制の費用・便益</p>	<p>【規制の費用】 （遵守費用）</p> <p>①については、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第66条第2項の規定に基づく立入検査や報告徴収の対象となった場合、それに対応するための費用が生じる。法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については、上記の対応は不要であり、特段の費用は発生しない。</p> <p>②については、法第42条に規定する書面（契約書面等）の作成費用、法第45条の規定に基づく書類の備付けに関する費用、契約の相手方からの法第48条又は法第49条の規定に基づく契約解除に応じるための費用等が発生する。</p> <p>（行政費用）</p> <p>①については、行政機関において必要に応じて対象事業者に対する報告徴収や立入検査を実施することによる費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。</p> <p>②については対象となる事業者及び消費者への周知啓発活動や、事業者の法違反行為の是正に要する費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。</p> <p>（その他の社会的費用）</p> <p>①、②共に、特段の社会的費用は発生しない。</p> <p>【規制の便益】</p> <p>①については事業者の法違反行為に係る証拠をより確実に入手することができるようになり、法違反行為を行う事業者への迅速かつ効果的な行政処分を行うことを通じて、消費者被害の拡大の防止に寄与することとなる。</p> <p>②については、特定継続的役務提供の対象となる美容医療契約について、勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となることにより、取引の適正化と消費者保護に資することが期待される。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>本評価書では、取引の適正化・消費者保護を図ることにつき、①については、密接関係者の範囲を拡大する改正案と、そのような方法をとらずに改正法により措置された立入検査時の質問権限等も活用し、可能な限り販売業者等の法違反事実の証拠を集めることとする案の2案を、②については、一定の規制等を新設する改正案と、そのような方法をとらずに事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す案の2案をそれぞれ想定し、影響の比較分析を行った。</p> <p>①については、改正案と代替案、いずれも重大な費用は生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、販売業者等の法違反行為をより迅速かつ確実に認定し、効果的な行政処分を行うためのものであり、消費者被害の拡大の防止に寄与すること、法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については特段の費用は発生しないことから、規制導入が妥当と考えられる。</p> <p>②については、改正案と代替案、いずれも重大な費用は生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、これまで法の対象ではなかった業種の一部を法の対象とすることにより、取引の適正化と消費者利益の保護に資する内容となっており、目的とする便益を得るために是認できる費用であるものと考えられること、代替案は追加的に発生する費用は少ないと評価し得るものの、それによって十分な便益を得られるものとは言い難いことから、改正案によるほうが妥当であると判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、（1）販売業者の親会社が販売業者に対して勧誘方法の指示をしている場合があること等を踏まえ、立入検査及び報告徴収の対象となる「密接関係者」に販売業者等の親法人、子法人等を追加し、（2）役務の提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超える美容医療契約のうち、①脱毛、②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去、③肌のしわ・たるみ取り、④脂肪の溶解、⑤歯のホワイトニング等について、主務省令で定める方法（例：光の照射、薬剤の注射）によるものを特定継続的役務提供に追加した。本政令は、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」と併せて平成29年12月1日に施行された。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当課：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、平成30年度概算要求（14百万円）を行った。（29年度予算額：14百万円、30年度予算額：12百万円）</li> <li>・消費者被害、トラブル情報の新たな把握手法の調査を実施するため、平成30年度概算要求（30百万円）を行った。（29年度予算額：10百万円、30年度予算額：24百万円）</li> <li>・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成30年度概算要求（28百万円）を行った。（29年度予算額：25百万円、30年度予算額：28百万円）</li> <li>・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成30年度概算要求（17百万円）を行った。（29年度予算額：11百万円、30年度予算額：13百万円）</li> <li>・消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成30年度概算要求（73百万円）を行った。（29年度予算額：71百万円、30年度予算額：73百万円）</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標に「国内商品先物取引に関する消費生活相談件数」を追加。</li> <li>・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標の「審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任実績の検証回数」を「消費者問題に関連する国の審議会等における委員のうち、消費者の意見を代表する委員が選任されている会議の割合」に修正。</li> <li>・施策の進捗状況を詳細に把握するため、測定指標の「消費者からの情報・相談の受付体制の充実の検討状況についての調査回数」を「1相談体制当たりの受付手段の数（電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等）」に修正。</li> <li>・予算実体と合わせるため、達成手段のうち「インターネット取引調査等経費」の項目を削除し、同内容を「消費者政策・企画立案経費」に記載。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネット消費者取引連絡会」の開催。（平成29年4月～平成30年3月の期間に4回開催）</li> <li>・消費者政策担当課長会議を開催。（平成29年11月）</li> <li>・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。（平成29年4月～平成30年3月の期間に10件実施）</li> <li>・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁の連名で注意喚起を実施。（平成27年10月公表、随時更新。）</li> <li>・仮想通貨に関するトラブルについて、消費者庁、警察庁及び金融庁の連名で注意喚起を実施。（平成29年9月公表）</li> <li>・はれのひ（株）に関する相談窓口等について、注意喚起を実施。（平成30年1月公表）</li> <li>・ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて、注意喚起を実施。（平成30年2月公表）</li> <li>・サブリース契約に関するトラブルについて、消費者庁及び国土交通省の連名で注意喚起を実施。（平成30年3月公表）</li> <li>・ギャンブル等依存症対策について、注意喚起等を実施。（平成30年3月公表）</li> </ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（２） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者団体訴訟制度の推進            ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）の施行に向けた準備を行い、施行後には適切かつ実効的な運用を行う。            ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p> <p>2. 消費者契約法の見直し            消費者契約法（平成12年法律第61号）に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討する。</p> <p>3. 公益通報者保護制度の推進            公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について、法の周知・啓発を引き続き促進し、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性を向上させるための方策について検討する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;            ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成30年度概算要求（112百万円）を行った。（29年度予算額：43百万円、30年度予算額：83百万円）            ・公益通報者保護の推進のため、平成30年度概算要求（64百万円）を行った。（29年度予算額：57百万円、30年度予算額：64百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;            ・消費者団体訴訟制度の推進のため、平成30年度機構・定員要求において増員（補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;            ・平成29年7月12日政策評価有識者委員会での有識者の指摘を踏まえ、消費者団体訴訟制度の円滑な運用のための環境がどの程度整備されているかを示す測定指標に、「適格消費者団体が設立された地域ブロック数」、「消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体・特定適格消費者団体の認知度」を追加する等整理。            ・測定指標「消費者契約法の普及啓発の実施状況」について、より定量的な指標とするため、リーフレットの配布部数、説明会等への講師派遣回数・参加者数によって測定するよう変更。            ・公益通報者保護制度の推進について、検討を踏まえたガイドラインの改正・公表は全て実施したため、測定指標から「検討を踏まえたガイドラインの改正・公表」を削除。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;            ・消費者契約法の見直しについては、「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年12月）において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点等について、内閣府消費者委員会で審議が行われ、答申（平成29年8月）が示された。これを踏まえ、消費者が契約を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を追加する等の措置を講ずる「消費者契約法の一部を改正する法律案」を平成30年3月に国会に提出。            ・消費者団体訴訟制度においては、適格消費者団体について3団体、特定適格消費者団体について1団体を新規認定。また、特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みを整備する等の措置を講じた「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立し、同年10月に施行されたところ、同法の施行及び適格消費者団体等が寄附を受けやすくするため、必要な内閣府令及び関係ガイドラインの改正を実施。            ・「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書（平成28年12月）に基づき、地方公共団体向けガイドラインを新たに策定。さらに、公益通報者保護法について、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討するため、平成30年1月、消費者委員会に対して諮問を実施。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当課：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。 「倫理的消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会作りに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を行うため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子供の不慮の事故の減少への寄与を図るため、子供の事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標について、目標を達成することができたため、施策としては目標達成と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt; ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、平成30年度概算要求（73百万円）を行った。（29年度予算額：47百万円、30年度予算額：50百万円）</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt; ・政策評価有識者懇談会の指摘を踏まえ、測定指標「各都道府県における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況（消費者教育推進計画の策定数、消費者教育推進地域協議会の設置数）」に係る目標について、消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会を設置している都道府県及び政令市に対して、「同計画の内容及び同協議会の運営状況を調査」することを追加。 ・測定指標「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）の検討・変更の状況（消費者教育推進会議の開催回数（ワーキングチームによる検討会を含む））」に係る目標について、「平成30年度以降を対象期間とする基本方針を策定」することを追加。 ・平成29年7月の「消費者行政新未来創造オフィス」の開設を踏まえ、測定指標「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況」（掲載件数）（消費者教育に使用される教材等の整備）、「若年者への消費者教育の充実に向けた検討状況」（教育推進会議の開催回数（若年者の消費者教育に関するワーキングチームによる検討会を含む））及び「倫理的消費」調査研究会の開催状況（開催回数）及びシンポジウムの開催状況（開催回数）について「消費者行政新未来創造オフィス」の取組に係る記載を追加。 ・測定指標「倫理的消費」調査研究会の開催状況（開催回数）及びシンポジウムの開催状況（開催回数）について、「倫理的消費」調査研究会の終了を踏まえ、関係する記載を削除し、倫理的消費の普及に関連する取組事例の収集状況（収集件数）についての測定指標12を追加。 ・政策評価結果を踏まえ、測定指標「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況（「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数）」に「教材を使った取組事例数」を追加。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt; ・消費者教育推進会議を5回開催し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直し等について審議を行い、平成30年3月20日に同方針の変更を閣議決定。また、民法の成年年齢の引下げを見据え、若年者に対する効果的な消費者教育について検討を行うため、「若年者の消費者教育分科会」を4回開催するとともに、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を発足し、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定。 ・「消費者行政新未来創造オフィス」において、平成28年度に作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を、徳島県内の全高校等で実証。その結果を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、全国展開を目指し、実施に向け検討。 ・消費者団体との意見交換会を開催し、消費者教育の推進のための諸課題など喫緊の課題等について、積極的な意見交換を2回実施。 ・「エシカル消費」の意義や必要性などを発信するシンポジウム「エシカル・ラボinとっとり」及び「エシカル・ラボin徳島」を開催。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当課：消費者教育・地方協力課

<p>施策名</p>	<p>地方消費者行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）に新たに位置付けられた「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月）に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を地方消費者行政のための交付金を通じて支援する。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査等を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標5の「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-3は、都道府県別では低下しているが、消費生活相談員全体で見れば、相談員数も資格保有率も上昇している。測定指標の3は、達成率は低く、今後の課題である。しかし、測定指標2と併せて捉えると、全体として消費生活センター設置の促進が図られており、その他の施策については目標達成となっていることから、施策全体としては「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政の推進に必要な経費として、平成30年度概算要求（4,186百万円）を行った。（29年度予算額：3,166百万円、30年度予算額：2,567百万円）</li> <li>・平成28年度から5回にわたり開催した「地方消費者行政充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」を踏まえ、7月に報告書を公表し、これを踏まえ予算要求を行い、「地方消費者行政強化交付金」を新たに要求した。</li> <li>・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、平成30年度概算要求（482百万円）を行った。（29年度予算額：482百万円、30年度予算額：482百万円）</li> <li>・平成29年度補正予算において、本年7月の日EU・EPA交渉の大枠合意や昨年11月の「総合的なTPP関連政策大綱」の改訂を踏まえた訪日外国人の増加や食品等の輸入増加が想定される中、国内において日本人・外国人を問わずトラブルに巻き込まれることなく、安全・安心な消費ができるよう、地方消費者行政の現場における消費生活相談窓口の整備など必要な環境整備等を行うため、「地方消費者行政推進交付金」を1,200百万円措置。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政の推進・強化のための支援体制整備のため、平成30年度機構・定員要求において交付金係（係員クラス2名）の要求を行った。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度の実績を鑑み適切に政策評価がなされるよう、平成30年度以降の地方消費者行政充実・強化に向けた今後の支援の在り方について検討する「地方消費者行政充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」の開催状況を測定指標として追加。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政推進交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。</li> <li>・各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における在留外国人の国内での消費活動に係る相談体制の強化を支援。</li> <li>・消費者ホットライン「188」の周知については、若年者向け消費者教育教材「社会への扉」の全国の高等学校教育現場での活用を推進することや政府広報やSNS等を活用することで広範囲に周知。</li> <li>・改正消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の設置の促進。また、「消費者行政新未来創造オフィス」で行う徳島プロジェクトにおいて、徳島県全域での消費者安全確保地域協議会設置の支援を行い、消費者安全確保地域協議会設置に向けた課題解決の先進事例を収集。</li> </ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（5） 担当課：消費者調査課

施策名	物価対策の推進
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。
施策に関する評価結果	いずれも平成28年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物価対策の推進のため、平成30年度概算要求（68百万円）を行った。（29年度予算額：63百万円、30年度予算額：67百万円）</li></ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力及びガスの小売全面自由化について、学識経験を有する者の知見を踏まえ、事前分析表の測定指標を情報提供の回数から、物価モニターにおける影響調査を行った回数に変更した。</li></ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当課：消費者調査課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の推進に関する調査・分析</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。          調査結果の公表に加え、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づく年次報告書（以下「消費者白書」という。）の作成・公表を行う。          消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。          消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について、検討する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>いずれも平成28年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成30年度概算要求（122百万円）を行った。（29年度予算額：94百万円、30年度予算額：99百万円）</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;          ・消費者行政新未来創造オフィスにおいて、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行うに当たり、新規の測定指標として「研究成果物等掲載ページへのアクセス数」を追加した。また、達成手段に「多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究」を追加した。          ・消費者志向経営の推進について、学識経験を有する者の知見を踏まえ、事前分析表の測定指標をセミナーやシンポジウム及び研修の開催回数から、消費者志向経営に関する取組事例の情報提供回数に変更した。</p>



# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当課：消費者安全課

<p>施策名</p>	<p>消費者の安全確保のための施策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。          収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働きかけ等の対応を行う。          重大事故等が発生した場合の緊急時には、必要に応じ、関係省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。          食品を始めとした消費者安全に関し、時宜に適ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。消費者の目線に立ち、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携しつつ、消費者への分かりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。          消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ○消費者の安全確保のための施策の推進のため、所要の経費を予算措置。          ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成30年度概算要求（151百万円）を行った。（29年度予算額：104百万円、30年度予算額：124百万円）          ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成30年度概算要求（30百万円）を行った。（29年度予算額：9百万円、30年度予算額：11百万円）          ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成30年度概算要求（55百万円）を行った。（29年度予算額：35百万円、30年度予算額：36百万円）          ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成30年度概算要求（91百万円）を行った。（29年度予算額：77百万円、30年度予算額：85百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;          ・食品の安全に関する総合調整機能の整備・強化を図るため、平成30年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。          ・事故調査の質の向上・迅速化を図るため、平成30年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;          ・子どもを事故から守る！公式ツイッター開設に伴い、測定指標に「子どもの事故防止専用ツイッターによる情報発信回数」を追加。          ・事故情報の収集、公表及び注意喚起について、国民に分かりやすいよう複数にわたっていた測定指標を整理し、事故情報の通知件数から定期公表の件数に変更。          ・リコール情報の周知強化について、目標に見守りネットワークの場での情報提供を追加し、それに伴い測定指標に「『見守りネットワーク協議会』での情報提供件数」を追加。          ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施について、測定指標として平成29年3月から公表を始めたレポートを追加した。          ・食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進に関して、測定指標を「意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度」から「関係府省庁連携による意見交換会の開催回数」と「食品安全に関する総合情報サイトのアクセス数」に変更。          ・廃棄食品の不正流通事案について、測定指標を「『廃棄食品の不正流通に関する今後の対策』（平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）に沿った食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会の開催回数」から「再発防止策の進捗状況調査結果の取りまとめ回数とHPアクセス数」に変更。          ・子どもの生命・身体に係る事故の発生を防止し、またその拡大を防ぐため、達成手段に「（4）子どもの事故防止に関する取組の推進」を追加。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施（平成29年4月～平成30年3月末の期間に注意喚起を18件実施）。          ・子供の事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催した（平成29年4月～平成30年3月末の期間に会議を2回開催）。          ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成29年4月～平成30年3月末の期間に訓練を1回実施）。          ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（平成29年4月～平成30年3月末の期間に各種意見交換会等を135回開催）。          ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（報告書公表件数：3件、事故等原因調査等の実施数：3件、申出受付件数：45件（うち、事故防止の情報提供数（ワンポイントアドバイス：1件）、レポート：5件））。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（8） 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行うとともに、第190回国会において成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について、施行に向けて必要な準備を行う。また、平成24年の特定商取引法改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討を開始する。</p> <p>また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>このほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成30年度概算要求（291百万円）を行った。（29年度予算額：306百万円、30年度予算額：262百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の執行業務において、悪質重大事案の増加に対応するため、平成30年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス4名、係長クラス4名）を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成すべき目標の記載を、「悪質事業者への対応強化策等を盛り込んだ改正特定商取引法を着実に施行するとともに、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組み、法と証拠に基づいて厳正かつ適切に行政処分等を行うことにより、取引の公正と消費者利益の保護を図る」に変更した。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定商取引法及び預託法の厳正な執行             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に対し重点的に取り組み、連鎖販売業者の勧誘者が「デジタル仮想通貨」と称する電子的な情報の値上がりが見込まれるかのような不実のことを告げるなどして契約締結を勧誘していた事案、全国数千人の高齢者等を対象に高額な家庭用治療機器の訪問販売取引・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引を展開していた事案、清涼飲料水の連鎖販売業者の勧誘者が、ガン等の病気治療や予防等に効果があるかのように不実のことを告げるなどして契約締結を勧誘していた事案等を処分した。また、預託法についても2件の行政処分を行った。</li> </ul> </li> <li>○改正特定商取引法の普及啓発             <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正特定商取引法の施行に際しては、説明会の実施や各種講演会への講師派遣を行ったほか、リーフレットを作成・配布した。</li> </ul> </li> </ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当課：表示対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者表示対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、                  ①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。                  また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。                  ②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。                  ③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。                  また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。                  ④いわゆる健康食品を含めた食品の表示及び広告の適正化を図る。また、関係機関の連携による食品表示の監視及び取締りを行う。                  ⑤消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;                  ・景品表示法等の厳正な執行等を行うため、平成30年度概算要求(194百万円)を行った。(29年度予算額：188百万円、30年度予算額：193百万円)</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;                  ・景品表示法の情報管理に係る体制の整備のため、平成30年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;                  平成29年7月12日開催の政策評価有識者懇談会での有識者の指摘を踏まえ、測定指標及び目標について次のように変更した。                  ・「家庭用品の品質表示の見直し」について、家庭用品品質表示法に係る普及啓発の状況の測定指標を「家庭用品品質表示法ガイドブックの配布及び説明会への講師派遣状況」に変更し、併せて目標を修正。                  ・「住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の充実」について、同制度の相談対応に係る目標に、当庁が受けた問合せの内容を国土交通省にフィードバックすることにより同制度の更なる普及啓発を図ることを追記。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;                  ○景品表示法の運用及び執行体制の拡充                  ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。                  ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。                  ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。                  ○景品表示法の普及啓発                  ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。                  ○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援                  ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。                  ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。                  ○家庭用品の品質表示の適正化                  ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した家庭用品品質表示法ガイドブックを作成・配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法の普及啓発を実施。                  ○住宅性能表示制度の普及・啓発                  ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発に取り組んだ。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を行った。                  ○健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化                  ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。                  ○関係機関の連携による食品表示の監視・取締り                  ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。                  ○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充                  ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当課：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品表示の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品表示の適正化を図るため、食品表示法（平成25年法律第70号）等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・食品表示対策の推進のため、平成30年度概算要求（297百万円）を行った。（29年度予算額：219百万円、30年度予算額：283百万円）</p> <p>&lt;制度改正&gt;          ・平成29年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布・施行し、全ての加工食品を義務表示の対象に、重量割合上位1位の原料の原産地を原則国別重量順で表示する新たな原料原産地表示制度を開始。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;          ・新たな食品表示制度の普及啓発に関する目標に、「また、徳島県において、栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業を実施することで、制度の普及啓発を行う。」を新たに追加。          ・機能性表示食品制度の普及啓発及び理解促進に関する測定指標に、「機能性表示食品の公表件数」を新たに追加。          ・特定保健用食品の運用見直しの観点から、「特定保健用食品について、許可後の事後チェックを実効性のあるものとする。」の目標を新たに追加し、その測定指標に「買上調査の実施」、「公開情報の提供の在り方などの運用の見直しに係る調査事業報告書の公表」を設定。</p>